

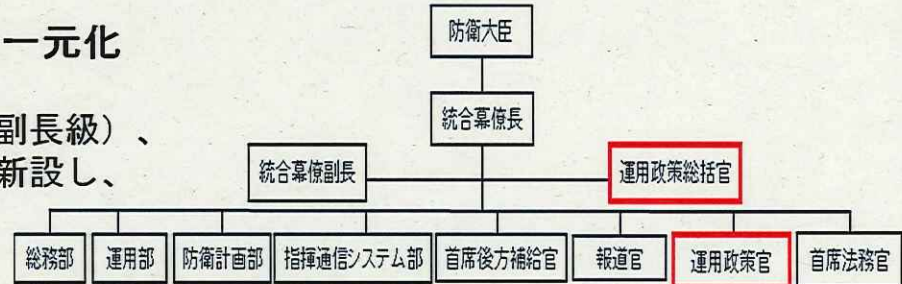
防衛省改革について

「防衛省改革の方向性」（25年8月）に基づき、26年度に引き続き、防衛力の全体最適化、統合運用、政策立案機能等の強化のため、以下の組織改編を実施 ※新設する組織名は全て仮称

○統合運用機能の強化

- **統合幕僚監部への実際の部隊運用業務の一元化**
 - ・ 自衛隊の実運用に関わる業務を統幕に一元化
 - ・ 運用企画局を廃止し、運用政策総括官（統幕副長級）、運用政策官（部課長級）を文官ポストとして新設し、関係省庁との調整・対外説明業務を担当

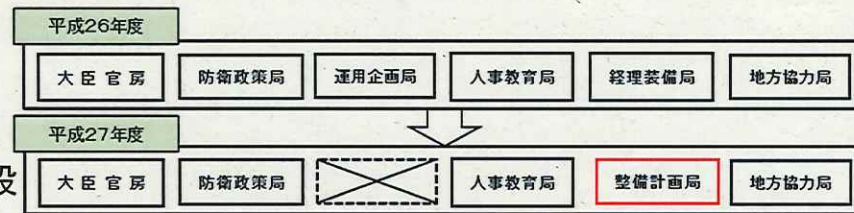
新しい統合幕僚監部の組織イメージ



○内部部局の改編

- **政策立案機能及び防衛力整備機能を強化**
 - ・ 運用に関する法律の企画・立案・部隊訓練機能等を防衛政策局へ移管
 - ・ 政策立案機能強化のため、防衛政策局に戦略企画課を新設
 - ・ 防衛力整備機能の強化のため、整備計画局を新設

内局改編後の組織イメージ



○防衛装備庁の新設

- **省内の装備取得関連部門（内部部局、各幕僚監部、技術研究本部、装備施設本部）を集約・統合した外局を新設**
- **主な機能**
 - ・ プロジェクト管理機能
 - ・ 国際的な装備協力・武器技術管理機能
 - ・ 研究開発機能
 - ・ 装備品等の調達機能

防衛装備庁組織イメージ



防衛省設置法等の一部を改正する法律案の概要(平成27年度予算関連法案)

1 防衛省改革関連

【平成27年度に実施する主な事業】：法律改正は③が中心となる。

○ 施行期日：公布の日から起算して10月を超えない範囲内において政令で定める日。

① 統合運用機能の強化

統合幕僚監部への実際の部隊運用に関する業務の一元化

② 内部部局の改編

統幕への実運用一元化、防衛装備庁(仮称)新設等に伴い、また、政策立案機能及び防衛力整備機能強化のため、内局の改編を実施

③ 防衛装備庁(仮称)の新設

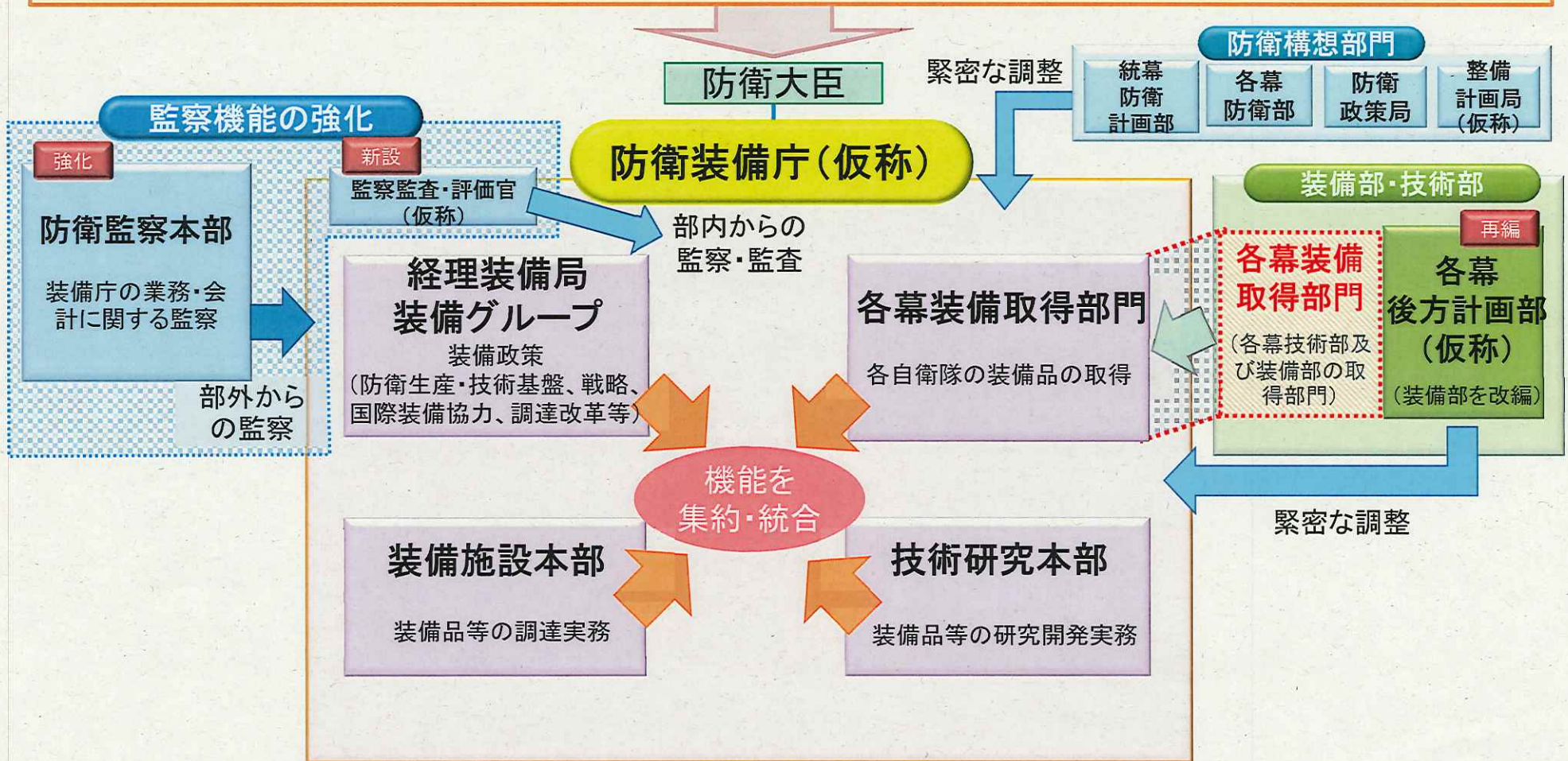
○ 防衛省の外局として、装備品等の効果的かつ効率的な取得や国際的な防衛装備・技術協力等を行うため、防衛装備庁(仮称)を新設し、これに伴い、内部部局及び各幕僚監部の一部を移管するとともに、技術研究本部及び装備施設本部を改編・廃止する等の改正を行う。

○ 同庁は、事務官・技官約1400名、自衛官約400名から成る。

防衛装備庁(仮称)の新設(概要)

目的

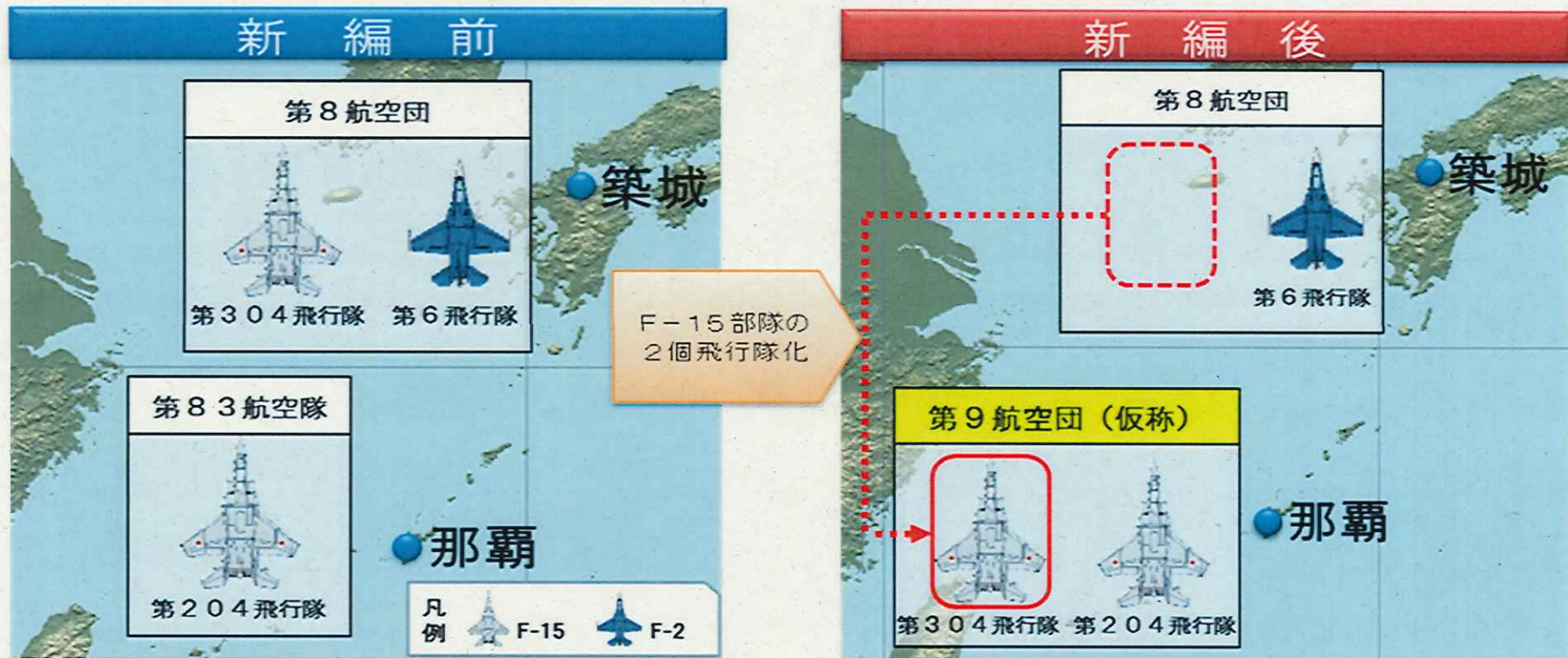
- ①: 統合的見地を踏まえ、装備品のライフサイクルを通じた一貫したプロジェクト管理の実施
- ②: 部隊の運用ニーズについて装備面への円滑・迅速な反映
- ③: 新しい領域(防衛装備品の一層の国際化、先進技術研究への投資等)における積極的な取組
- ④: 調達改革の実現と防衛生産・技術基盤の維持・育成の両立



2 航空自衛隊の航空総隊の改編

○ 南西地域における防空態勢の充実のため、那覇基地に1個飛行隊(F-15部隊)を移動させるとともに、第83航空隊を廃止し、第9航空団(仮称)を新編する。

○ 施行期日:平成28年3月31日までの間において政令で定める日



3 自衛官定数等の変更

- 平成25年度、26年度に続き、27年度予算においても、230名の実員を増員。
- かかる実員の基礎となる定員については、水陸両用作戦、統合輸送能力、情報収集能力の強化等のため全体で8名の増員となった一方、看護学生の身分変更等により、合計としては微減(6名)の結果となったものを法律上の定数に反映。(平成27年度の定数は247,154名)
- 防衛装備庁(仮称)の自衛官定数について法律に明定(407名)。
 - 施行期日:平成28年3月31日までの間において政令で定める日
(防衛装備庁(仮称)に係る部分については同庁の新設と同日)